

第4章 計画推進のために

1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進 P.86
2. 広域的連携 P.90
3. 都市計画マスターplanの進行管理と見直し P.90





第4章 計画推進のために

1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進

まちづくりにあたっては、多様化する市民ニーズや生活スタイルの変化、また、将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化に伴う社会環境の変化などに、適切に対応していくため、行政だけでなく、市民や事業者などの新たな公共の担い手によるさまざまな取組みが求められます。

そのようななか、本市では、市民主体のまちづくりを進め、豊中の自治を充実させるため「豊中市自治基本条例」を制定するとともに、市民力・地域力を総合的につなぎ、より効果的に発揮できる環境を整えるため「豊中市地域自治推進条例」を制定し、地域と市が協力・連携して、より良い地域づくりを進めています。

そして、市民意識の成熟に伴い、地域のまちづくりに自ら取り組もうとする市民などが増えてきていることで、個人が持つ豊かな専門知識や創造力、機動性や柔軟性などの多様な能力の集結がさまざまな場面で活かされているとともに、わがまち意識の向上と愛着の醸成につながり、協働のまちづくりを進める土壤が培われてきています。

そこで、地域に関わる多様な主体の参画と協働による、地域の特性を活かした新たな活力を生み出すまちづくりを進めます。

(1) 協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランに示す都市づくりの実現には、行政だけではなく、市民・事業者・市民公益活動団体やさまざまなノウハウを持つ大学などの多様な主体が、その担い手としての意識を持ちながら、協働でまちづくりを進めていくことが求められます。

このため、各主体が地域の課題に関心を持ち、まちづくりの目標を「情報共有」しながら、適切な役割分担のもとで、主体的に課題解決に向けた活動に「参画」し、相互に連携し「協働」していくことが必要となります。

このような「情報共有」・「参画」・「協働」の考え方を柱として、各主体が役割と責務に応じた取組みを行いながら連携し、活動を展開することで、まちづくりを進めます。

市 民

- 自らがまちづくりの担い手
- まちづくりの場への主体的な参画
- 活動のための組織化、情報共有
- 地域の特性に応じたまちづくり活動

事業者など

都市づくりの実現

- 都市計画制度活用によるまちづくり
- まちづくりのための情報発信
- 市民や事業者などのまちづくり活動支援
- 公共事業によるまちづくり

行 政

(2) 協働のための環境づくり

○情報共有

地域に関わる多様な主体が、お互いの理解と尊重のもと、協働でまちづくりを進めいくためには、まちづくりに関するさまざまな情報を共有することが重要です。このため、各主体が取り組むまちづくりに関する情報などが、効果的かつ効率的に届けられるよう、広報やリーフレット、ホームページなどさまざまな媒体の活用を図ります。

また、特に地域特性に応じたまちづくりを進めていくためには、都市計画に関する情報が不可欠となることから、地理情報システム(GIS)などの活用により、各主体の誰もが必要な情報を簡単・迅速に入手できるよう、情報の充実・発信を進めます。

○参画

①まちづくりに対する意識の醸成と人材育成

地域が主体的にまちづくりに取り組むには、地域に関わる各主体のまちづくりに対する意識の醸成と人材育成が重要です。このため、まちづくりに関する情報誌やセミナーなどを通じて意識の醸成を図り、まちづくりへの参画意識を高め、地域においてまちづくりをリードできる人材の育成に努めます。

②多様な主体の参画の促進

地域のまちづくりを充実させるためには、多様な主体の参画により進められることが重要です。このため、出前講座やワークショップ、アンケートなどのさまざまな機会を設けるとともに、まちづくりへの関心を高め、より参画しやすい環境づくりを進めます。

たとえば、地域への愛着を育む美化活動や、アドプト・アダプト活動、公園・緑道の自主管理協定制度、防災や防犯に関する活動などは、身近な参画のきっかけとなることから、これらの活動への支援などを通じて、参画の機会の普及に努めます。

○協働

①まちづくり活動団体の支援

地域の特性を活かしたまちづくりを円滑に進めるためには、地域の実状を熟知する多様な主体で構成されるまちづくり活動団体が中心となって取り組むことが重要です。このため、地域自治組織、自治会、まちづくり協議会、市民公益活動団体などによる地域課題の解決に向けた自主的な取組みを支援するとともに、土地利用のルールづくりなどの活動に対して、相談や専門家の派遣などの技術的な支援や、活動費の助成などの支援を行います。



まちづくりに関連するパンフレットなど



まちづくりセミナーの様子

②まちづくり制度の活用

地域の課題解決や魅力の向上など、まちづくり活動団体がめざすまちづくりを実現するためには、法や条例などに基づくまちづくり制度を活用した取組みが有効です。そこで、まちづくり制度の活用を積極的に促しながら、まちづくり活動団体との協働のまちづくりを進めます。

以下に本市で活用されているまちづくり制度を示します。

・まちづくり構想

まちのめざすべき姿などを、まちづくり構想としてとりまとめ、市に提案し、市と協働でその実現を図る制度

・都市計画提案制度

都市計画の決定や変更の案を土地所有者などが市や府に提案できる制度

・地区計画

地区の特性に応じた土地利用のルール案を土地所有者などが市に申出できる制度

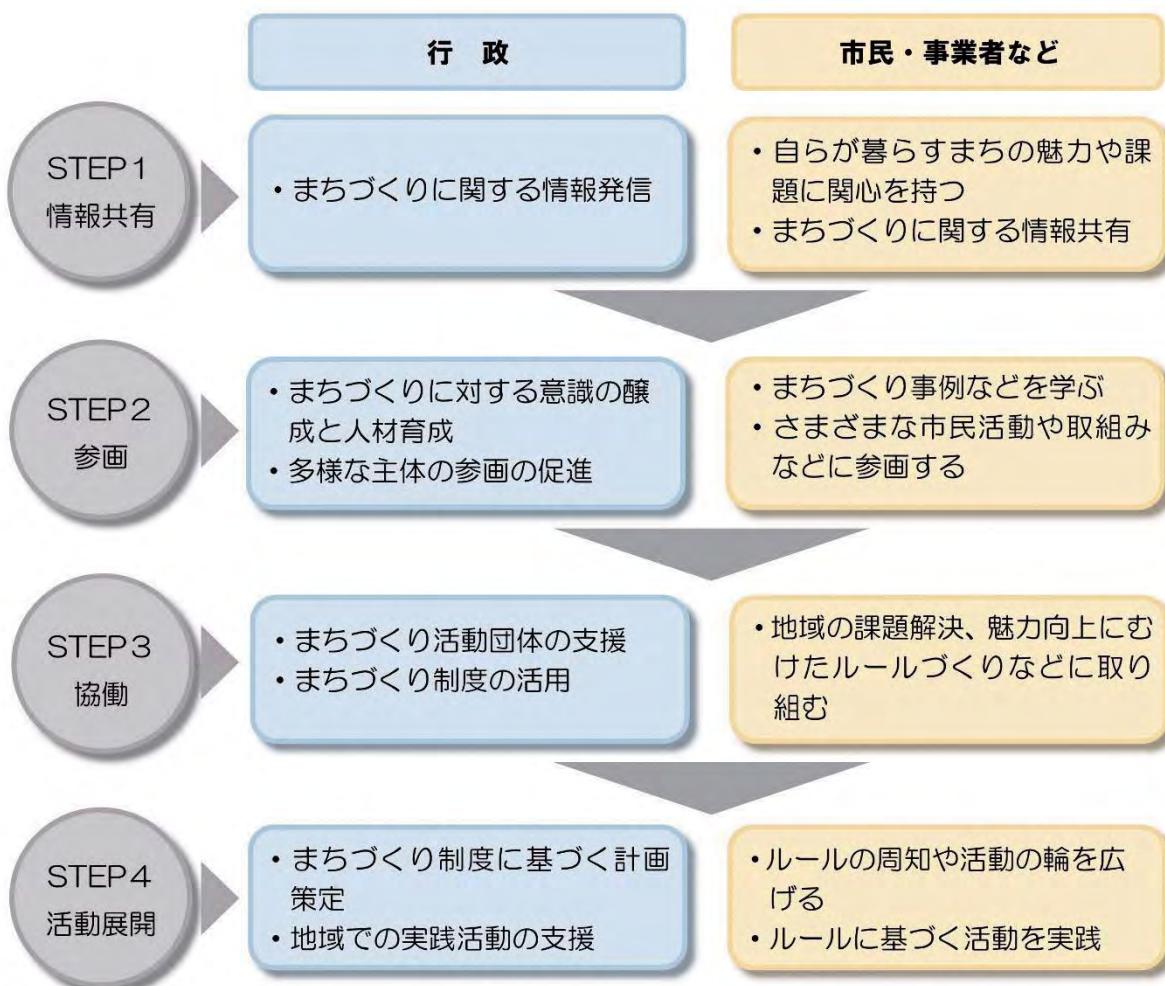
・景観計画（都市景観形成推進地区）

建物の色などの景観形成に係るルール案を土地所有者などが市に申出できる制度

・建築協定、景観形成協定、緑地協定

土地所有者などの合意形成に基づき、土地利用のルールを定める制度

■協働によるまちづくりのフロー



(3) 協働によるまちづくりの実践

都市計画マスタープランに示す都市づくりの実現は、市が主体的に取り組む都市基盤整備などと、市民や事業者など地域が主体となって取り組むまちづくりなどによって可能になります。地域が主体となって取り組むまちづくりは、多様な主体で構成されるまちづくり団体が地域のあり方を自己決定し、それを行政と協働で実現していくことが望ましく、その発意にあたっては、誰もが参画できる開かれた組織において、課題や方向性などの合意形成のもとに進められる必要があります。そのため、地域で共有されている意識などの熟度を考慮したうえで、小学校区単位と地区単位を活動範囲とする各団体が相互に連携した、段階的な取組みの支援を進めます。

○小学校区単位のまちづくり

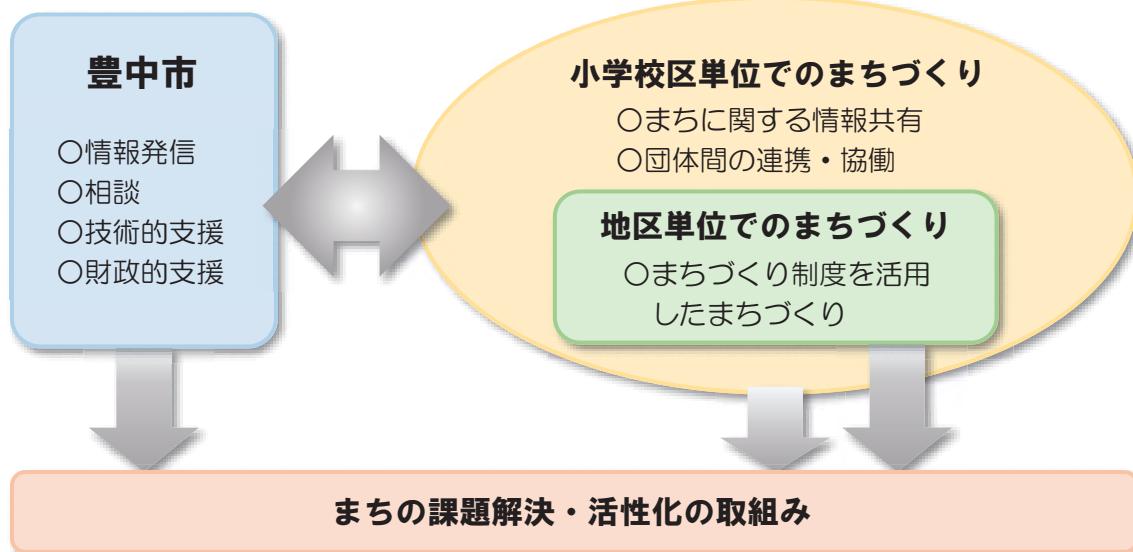
小学校区では、これまで学校を拠点として福祉・教育・防災などのさまざまな団体が活動されてきたことから、それらの活動を通じて従来から地域への深い愛着とつながりが醸成されてきています。このような環境を活かし、さまざまな団体の連携などを通じて、個々の団体では困難な活動や、地域資源の掘り起こしや活用なども可能となることから、地域の課題解決と活性化に向けて取組む範囲として、小学校区単位のまちづくりは適しています。

そこで、校区ごとの都市計画に関する情報発信などを行うとともに、概ね小学校区を活動範囲とする地域自治組織など各種団体の活動を通じて抽出された、都市計画やまちのルールづくりなどの課題への対応について、地区単位でのまちづくりによる段階的な実現を図る取組みなどを支援します。

○地区単位のまちづくり

自治会やまちづくり協議会などが自ら定める地区では、近隣同士お互いの生活感覚を共有しやすく、また身近な課題などを自分事として捉えやすいため、日常生活の視点から住んでいるまちをどのようにしていくべきかを検討する範囲として適しています。

そこで、地区単位のまちづくりでは、まちづくり制度の活用により、地区に関わる住民や事業者などによる、自らの土地・建物などの利用の改善や、地区環境の保全・整備を進めるための取組みを支援します。



2. 広域的連携

都市づくりを行うにあたっては、道路・交通・防災対策といった広域的な課題への対応など、一つの自治体では対応が難しい課題があります。また、将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化の進行、財政的な制約の中で生じるさまざまな課題に対応し、住民ニーズに応えた都市づくりを進めるためには、地域資源などを有効に活用し、効果的に施策の実施を図ることが重要となります。

そこで、周辺都市などと役割・機能分担や公共施設の圈域を調整して相互利用を図るなど、広域的な連携・協力体制を必要に応じて強化するとともに、調整にあたっては国や府に支援・協力を要請しながら、密接に連携して都市づくりを進めます。

3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

都市計画マスタープランは都市計画の総合的な指針として、都市づくりの目標とその実現に向けた都市づくりの方針を示すものです。都市づくりの目標を実現していくためには、長期の期間を要することから、長期的な視点での都市づくりが求められる一方で、今後の社会環境の大きな変化などにも柔軟に対応していく必要があります。

そこで、進行管理にあたっては、総合計画による政策評価や市民意識調査などを活用するとともに、都市計画基礎調査の結果や、建物・土地利用の現況、道路整備状況など経年的な調査により把握している都市に関する情報を有効に活用していきます。

また、計画期間中であっても、社会環境の大きな変化や、総合計画などの上位関連計画の見直し、新たな制度への対応などが生じた場合には、都市計画マスタープランの点検・検証を行い、都市計画としての継続性や安定性に配慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1. 用語集 | P.92 |
| 2. 関連計画等一覧 | P.99 |
| 3. 第2次豊中市都市計画マスタープランの策定経緯 | P.100 |
| 4. 豊中市都市計画審議会委員 | P.101 |



参考資料 1 用語集

あ行

- アクセス道路 P37,43 駅などの目的地に容易に近づくことができるよう整備された道路のことです。
- アドプト・アダプト活動 P52,87 「アドプト(adopt)」は、「養子にする」という意味で、アダプトシステム・アダプト制度は、市民グループや企業などに、道路などの一定区間の清掃や緑化活動などを、継続的にしてもらうものです。これまで公共空間は行政(実親)が主として管理していましたが、地域の人々(養親)に「養子」としてかわいがってもらおうという考え方から「アドプト(アダプト)」と名付けられています。
- 移転補償跡地 P63,67,79 大阪国際空港周辺で「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(航空機騒音防止法)に基づいて、航空機の騒音対策として行われた事業により買収された土地のうち、現在も未用地として点在している土地のことです。
- 雨水貯留施設 P61 大雨が降った際に、雨水が一気に下水管や河川に流れ込み、水があふれてまちが浸水してしまうことを防ぐため、公園や学校のグラウンドや施設の地下貯留槽などに一時的に雨水を貯め、徐々に排水することによって、下水道管などの負担を軽減する施設のことです。
- 雨水バイパス管 P61 集中豪雨の際に、排水能力の不足による浸水被害を防ぐため、既存の下水管から分岐する管を整備することで、排水の負担を軽減する整備手法のことです。
- NPO (Non Profit Organization) P50 さまざまな分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える役割を担う営利を目的としない民間の組織のことです。

- エリアマネジメント組織(マネジメント組織) P65

一定の地域を対象として、地域特性を活かし、地域の価値を維持・向上させることを目的として、主体的な取組みを行う住民・事業主・地権者などによる組織を指します。

- 延焼遮断帯 P40,42,60,61

大地震などで発生した市街地大火を遮断する機能を果たす道路や河川、鉄道、公園などの都市施設や、耐火建築物群などにより構築される帯状の不燃空間のことです。

- 沿道サービス施設 P31

広域的な道路沿いにあり、駐車できる店舗やガソリンスタンドなどのように、自動車での利用者に対するサービス施設のことです。用途地域では、大きな道路沿いの主に準住居地域や準工業地域にあたります。

- 屋上緑化 P46

建物の屋上やベランダなどに植物を植えて緑化することで、みどりを創出するだけでなく、省エネルギーや都市の気温低減などに効果があります。

- 温室効果ガス P20

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。平成17年(2005年)2月16日に発効された京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂(二酸化炭素)、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六つ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められました。

か行

- 管理不全空き家 P54

管理が不十分なため、景観の悪化や防犯・防災面での不安など、地域の住環境へ悪影響を及ぼしている空き家のことです。

- 緊急交通路 P60,61

災害時に応急活動(救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給)を行うために自治体が指定する道路のことで、大阪府が災害対策基本法に基づき定める広域緊急交通路と、市が地域防災計画で定める地域緊急交通路があります。

●景観形成協定 P50,52,88

一定区域内の良好な景観形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化などの協定を締結し、当該区域住民などから認定の求めがあった場合、豊中市都市景観条例に基づき、当該区域の住民や利害関係人の多数に支持されていると認められたときに市長が認定する制度です。

●減災 P60,61

「防災」が災害を未然に防ぐための取組みであることに対して、大規模な自然災害の発生を防ぐことはできないという前提に立ち、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身の回りの人との協力により身を守る「共助」などを通じて、被害を最小限に止めるための取組みを指します。

●建築協定 P67,88

建築基準法に基づき、一定の区域内の住民や土地利用者などの全員の合意により、住民自らが一定地域における建築物のルール（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、または建築設備）を定めることができる制度です。

●広域ネットワーク P21

道路・交通網の充実により、広域にわたる地域交流や連携強化を図るという考え方です。

●広域避難地 P59,61,66,80

大地震などの際に市街地で発生した火災が拡大し、一時避難地が危険になった場合の最終避難地として、「豊中市地域防災計画」に位置付けられる、一定規模を有した公園や緑地、学校施設などのことです。

●広域連携 P2,24,26,28,29 他

自治体同士が、互いに機能を補い合いながら広域にわたり連携を図るという考え方です。

●高次都市機能 P28,31,37,64,73

行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど各分野において良質なサービスを提供する施設を指し、市域だけでなく、広域的に影響力のある機能のことです。

●交通結節点（機能）

P36,37,40,41,43 他

鉄道やバス、タクシーなどの複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡などが円滑に行える場所のことです。

●公的住宅 P34,50,52,54,55 他

市営住宅および府営住宅のほか、UR（都市再生機構）や住宅供給公社が供給する賃貸住宅が該当します。

●高齢社会 P35,41

65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢人口割合）によって分類されており、一般的に高齢化社会（高齢人口割合7%～14%）、高齢社会（高齢人口割合14%～21%）、超高齢社会（高齢人口割合21%以上）とされています。

●国土軸 P41

国土交通省「21世紀の国土のグランドデザイン」で定められた、文化と生活様式を創造するための地域の連なりであり、本市を横断する中国自動車道は「西日本国土軸」にあたります。

●子どもの安全見まもり隊 P57

平成17年（2005年）に市内の各小学校区に設置された、地域のボランティアが登下校の通学路において、こどもたちの見守り活動を行う取組みです。

●コミュニティ

P2,13,17,19,21,36,57

同じ地域に居住しながら利害や関心事とともにし、お互いの信頼のもとに結びついた住民のつながりや地域社会のことです。

●コンパクトな都市構造（まちづくり）

P3,13,20,25,27

郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、中心市街地の活性化などを図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市を形成することをいいます。

さ行

- 市街地再開発事業 P35,37,65,73
「都市再開発法」に基づき、公共施設の不足などによる生活環境の悪化した市街地などにおいて、耐火建築物の建設や道路、公園、広場などの公共施設を確保することによって、都市の不燃化と土地の高度利用や都市機能の更新を図る事業です。
- 自主管理協定 P48,87
公園や緑道におけるこれまでの市主体の管理運営を、市民と市の役割分担を明確にした協定を結ぶことにより、管理運営を市民と市が協働で行う制度です。
- 自主防災活動・自主防災組織 P59,60,61
「自分の身は自分で守る」という自覚に基づき、住民が自主的に行う災害による被害の予防、軽減を図るために活動およびそれ目的とする組織です。
- 持続可能な都市（まちづくり） P26
「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」というサステイナブル（持続可能な～）の考え方に基づき、自然環境との調和や、低炭素都市づくりの取組みを通して、将来にわたって都市の経済や環境、生活の質を維持していくという考え方です。
- 住工混在 P31,36,67,79
住宅と工場が近接して立地している地域の状態のことです。
- 住宅市街地総合整備事業 P54
密集市街地などにおいて、住環境の改善と災害に強いまちづくりを進めるため、道路、公園などの整備や、老朽化した木造賃貸住宅の建て替え支援などを総合的に行う事業です。
- 住宅ストック P56
ストックは在庫品・資産の意味で、住宅の分野では、現在建っている全ての住宅およびその量のことを示します。
- 省エネルギー化 P43,56
地球環境問題などの対策として、同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにする取組みです。

●職住近接 P57

住居と職場が近いことで、通勤時間の短縮により、生活の時間的なゆとりが得られるとともに、通勤混雑が解消される、職と住が均衡した都市構造のことです。

●生活サービス（施設） P29,36,37

日常の生活に密着した個人向けのサービス機能のことで、それほど大きくない身近な店舗が該当します。用途地域では主に近隣商業地域にあたります。

●生産緑地地区 P47

良好な都市環境を保全・確保する効果があり、かつ、公園や緑地の公共施設などの敷地として適している農地が、良好な都市環境の形成を図ることを目的として指定されるもので、農地以外での使用を制限されるほか、農地としての適正な管理が義務付けられます。

●相互利用 P26,90

公共施設を近隣都市同士で相互に利用できる取組みです。本市では、周辺市町の池田市、箕面市、豊能町、能勢町、吹田市の図書館を利用できる取組みなどを行っています。

た行

●地域共生 P57

制度・分野の垣根を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいと地域をともに創っていく社会をつくるという考え方です。

●地域地区 P3,4,60

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るために設定される土地利用ゾーニングのこと、豊中市では「用途地域」、「高度地区」、「防火・準防火地域」などが定められています。

●地域包括ケアシステム P57

可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心して生活を継続できるよう、多様な主体でネットワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ一体的に提供される体制のことです。

- 地区計画 P4,36,52,54,56 他
「都市計画法」に基づいて、一定のまとまりを持った「地区」を対象に、それぞれの地区のまちなみや特性に応じて、道路・公園などの配置や、建物の用途や形態などのきめ細かなルールを決めることができる制度です。
- 地理情報システム（GIS） P87
山や川などの地形情報、道路や道路付属物などの行政情報、ライフラインなどの施設情報を、数値やグラフではなく視覚的に表現しながら、空間や時間による変化をシミュレーションするなどの高度な分析ができる情報処理システムで、地理的な位置に関する情報をもったデータを総合的に管理、加工などが行えます。
- 低炭素都市づくり、低炭素型都市構造 P20,22,24,35,41 他
地球温暖化問題に対応していくため、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出削減と吸収を基本として、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換、緑地の保全や都市緑化の推進、エネルギーの効率的な利用などの取組みを総合的に推進していく都市づくりのことです。
- 鉄道 P2,12,13,16,17 他
本計画では、阪急宝塚線、北大阪急行線およびモノレールを「鉄道」として定義しています。
- 電線共同溝 P59,61
電線や電話線などの通信線を歩道の地下空間に納める施設のことで、安全で快適な歩行空間の確保や、良好な都市景観をつくるとともに、地震などの災害時における被害軽減を図ることができます。
- 透水性舗装 P43
路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ浸透させる機能を持った舗装のことです。雨天時の歩行快適性の向上のほか、路面温度上昇の緩和などの効果があります。
- 同報通信システム P61
災害時の緊急情報などを直接住民に伝達する防災行政無線のことで、近年はデジタル化により、電話のように会話することや、画像・文字表示などのデータ通信を行うことが可能となっています。

- 特定既存耐震不適格建築物 P60
不特定多数の方が利用する建築物や、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物で、一定規模以上の建築物のうち、耐震性を満たさない建築物のことです。
- 都市機能 P12,25,28,29,31 他
文化や教育、医療、福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や、居住機能のことです。
- 都市計画基礎調査 P90
都市計画に関する基礎調査として、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用状況、交通量などの調査を行うものです。
- 都市計画提案制度 P88
「都市計画法」に基づいて、土地所有者などが一定の条件を満たしたうえで、都市計画を定める府や市などに、都市計画の決定や変更を提案できる制度です。
- 都市計画法 P2,3
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容およびその決定手続きや、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関して必要な事項を定めた法律です。
- 都市景観形成推進地区 P50,51,52,56,88
景観計画に地区の特性に応じて区域・方針・行為の制限を定めた地区であり、住民や事業者などの発意により案となるべき事項を市に申し出することができます。
- 都市構造 P13,19,20,24,27 他
人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や物の流れによって形成されるネットワークなどから捉えた都市の骨格のことです。
- 都市再生特別措置法 P3,24
都市の国際競争力および防災機能を強化するための制度で、平成26年の一部改正では、コンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度などが整備されました。

●都市施設 P3,4

道路、公園、下水道、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルなど、都市生活を営むうえで必要となる施設のことを「都市施設」といい、このうち、必要に応じて各都市が都市計画決定する都市施設のことを「都市計画施設」といいます。

●土地区画整理事業

P38,43,54,66,70 他

「土地区画整理事業法」に基づいて、道路、公園などの公共施設が未整備な市街地や、市街化の予想される地区を健全な市街地にするため、公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

●豊中市屋外広告物条例 P3,52

屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた条例です。

●豊中市自治基本条例 P86

市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則や自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、自立した豊かな地域社会を創造していくために制定した条例です。

●豊中市地域自治推進条例 P3,86

市民や地域団体のみなさんと協力して、地域のつながりを強め、より良い地域づくりをさらに進めていくために制定した条例です。

●豊中市地区まちづくり条例 P3,63

市民自らが、自分たちの住む身近な地域の環境を良くするため、まちづくりに関わりを持つとうとするときに、その自発的な活動に対する市の支援の考え方や、市民と協働で住みよいまちづくりを進めていくために制定した条例です。

●豊中市都市景観条例 P50,52

豊中市環境基本条例の理念に基づき、都市景観の形成について豊中市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく必要な事項を定め、都市景観の形成にかかる施策を総

合的かつ計画的に推進し、良好な都市景観を形成するために制定した条例です。

●豊中市土地利用の調整に関する条例

P25,56

良好な市街地環境の保全、形成を図り、調和のとれた住みよいまちづくりの推進のために、土地利用の基本理念を定め、市、市民、開発行為者などの役割を明らかにするとともに、都市計画に市民の意見を反映するための手続きや、開発行為などに関する手続きなどを定めた条例です。

●豊中市まち・ひと・しごと・創生人口

ビジョン P9,24

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案し、豊中市の人団などの現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向を示すものであり、少子化や人口減少に歯止めをかけるさまざまな施策の実施することで、めざすべき人口の将来展望を示しています。

な行

●ノンステップバス P40,43

乗降口の段差をなくし、バリアフリー化に対応した低床型バスのことです。

は行

●ハザードマップ P59,61

自分たちが暮らしている地域がどのような災害のリスクを有しているのかを認識し、防災対策に活かすため、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図のことです。

●バスロケーションシステム P40,43

GPS を利用してバスの位置情報をリアルタイムに収集し、バスの運行状況や所要時間を把握するのに役立つシステムです。

●花いっぱい運動 P46,52

市内の公園や空き地、家の周りで花を育てることで、うるおいのあるまちなみを広げる運動です。

- バリアフリー（化） P17,19,40,42,45 他
高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くことです。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示などです。
- ヒートアイランド現象 P45,46,47
都市部にできる局地的な高温域のこととで、冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象です。等温線が島のような形になることからこの名前がついています。
- ビオトープ P46
ドイツ語の Bio（生物）と Tope（空間、場所）を組み合わせた造語で、生物が生息できるような自然的空間をつくり、また維持する施設を指します。
- 避難所運営ガイドライン P59
災害時の避難所における良好な生活環境の確保に向け、災害の各段階に応じた必要な対応や手順などを、災害への事前の備えとしてとりまとめたものです。
- 避難路 P40,41,42,47,60 他
大地震などの際に市街地で発生した火災が拡大し、一時避難地から広域避難地に避難する必要が生じた場合に、避難中の住民の安全を守るために配置された一定幅員以上の道路、緑道のことです。
- 風致地区 P48,74,75,81
「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、都市における自然的景観を維持するために指定され、建物などの建設や樹木の伐採などの制限があります。
- 壁面緑化 P46
建物などの壁面をつる植物などで覆う緑化のこととで、みどりを創出するだけなく、省エネルギーや都市の気温低減などの効果があります。
- 防火地域・準防火地域 P60
防火地域は、地域内の建築物を不燃化するものであり、商業・業務機能の集積度が高い地域などが指定されます。準防火地域は、市街地の建築物について全体的に防火性能を高め、延焼を抑制すること

などにより被害の軽減を図る地域であり、比較的密度の高い市街地などが指定されます。どちらの地域も建築物の構造などに対して制限がかかります。

- 防災拠点 P61
災害時の活動拠点として、医療救護所や備蓄倉庫、消防などの機能を備え、避難場所にもなる広い公園や施設のことです。
- 防災ライン P40,42
災害に強いまちづくりを進めるため、地震などが発生した際の避難路としての機能や、火災の延焼を遮断する機能の確保に向けて整備を進める都市計画道路のこととで、穂積菰江線と三国塚口線が位置づけられています。
- 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 P4
大阪府が都市計画区域ごとに、都市計画の目標、土地利用、都市施設などの方針を定めた計画で、北部大阪都市計画区域マスターplanとも呼ばれ、市町村の定める都市計画マスターplanの上位計画となります。府内は4つの都市計画区域に分けられ、本市は北部大阪都市計画区域に属します。
- 保水性舗装 P43
舗装内に保水された水分の蒸発により路面温度の上昇を抑制する性能を持つ舗装で、ヒートアイランド現象の緩和にも期待されています。

ま行

- みどりの風促進区域 P46
大阪府が「みどりの大阪推進計画」で位置付ける道路や河川とその沿線民有地を含む区域で、官民一体でのみどりづくり促進に取り組む区域です。本市では、大阪中央環状線、国道176号およびその沿線区域が指定されています。
- みどり率 P45
土地の面積に対して、樹林や樹木、草地、農地、水面、屋上緑化などで被われた面積の割合を示す値のこととで、本市では、平成17年（2005年）から新たな指標として用いています。

や行**●用途地域**

「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、都市における居住環境の保護や業務の利便性の増進のために、地域を区分して建物の用途（住居・店舗・工場など）や形態などの一定の制限を行うもので、第1種低層住居専用地域、商業地域、工業地域など12種類に分類されています。

ら行**●ライフサイクルコスト P43,45**

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のことです。

●ライフライン P57

日常生活に欠かすことできない水道や電気、ガス、交通、情報伝達などの機能をもつ施設のことです。

●立地適正化計画制度 P3,24

平成26年(2014年)4月の都市再生特別措置法の改正により創設された制度で、市町村が策定する立地適正化計画に基づき、行政と住民や民間事業者が一体となりコンパクトなまちづくりを促進するための制度です。

●流通業務施設（機能） P29,31,36,78

高速自動車道や空港などの広域的な交通の便が良いところに立地し、物資の集配や保管を行うトラックターミナル、卸売市場、倉庫などの産業上の機能のことです。

●緑地協定 P48,52,74,88

「都市緑地法」に基づいて、市街地の良好な環境を確保するため、一定の区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、樹木などの種類や植栽する場所、垣または柵の構造などの必要事項を定め、市長の認可を受けて締結される協定のことです。

●緑被率 P45,48

土地の面積に対して、樹林や樹木、草地などで被われた面積の割合を示す値です。

●緑化リーダー P46,48

地域において緑化を推進する指導者のことです。市では、「緑化リーダー養成講座」を修了した人たちで組織された豊中緑化リーダー会が、地域や学校などの緑化活動や花いっぱい運動に参加し、これらの活動を支援しています。

●連続立体交差事業 P34,63,65

道路と鉄道の平面交差により生じる、踏切の交通渋滞や、鉄道敷による市街地の分断などを解消し、市街地の活性化、一体化を図ることを目的として、鉄道を高架化または地下化する事業のことです。

わ行**●ワークショップ P3,19,87**

市民参加のまちづくりの手法の一つで、地域の課題に対応するために、住民をはじめとするさまざまな立場の参加者が主体となり、積極的な意見交換や共同作業を行うことで、解決策や計画案などの考案を進めていく方法です。

●わんわんパトロール隊 P57

本市の各地域で、住民が自主的な防犯活動として、飼い主と愛犬が散歩をしながら、地域をパトロールする活動で、行政や警察と連携しながら実施している取組みです。

参考資料2 関連計画等一覧

作成年月	計画等名称
平成23年(2011年)6月	豊中市道路橋の長寿命化修繕計画
平成24年(2012年)9月	歩道改良実施計画(改訂版)
平成26年(2014年)3月	(仮称)南部コラボセンター基本構想
平成26年(2014年)3月	豊中市営住宅長寿命化計画
平成26年(2014年)3月	千里中央地区活性化ビジョン
平成26年(2014年)4月	豊中市公園施設長寿命化計画
平成26年(2014年)4月	豊中市都市景観形成マスタープラン【計画編】【推進編】
平成26年(2014年)6月	豊中市自転車通行空間整備の考え方
平成26年(2014年)8月	豊中市企業立地促進計画(全体編)
平成27年(2015年)2月	とよなか水未来構想
平成27年(2015年)3月	豊中市総合的な空き家対策方針
平成27年(2015年)6月	豊中市幹線道路舗装修繕計画
平成27年(2015年)10月	豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン／総合戦略
平成28年(2016年)3月	豊中市通学路交通安全プログラム
平成28年(2016年)3月	平成27年度豊中市地域防災計画
平成29年(2017年)3月	豊中市公共施設等総合管理計画
平成29年(2017年)3月	豊中市住宅・住環境に関する基本方針
平成29年(2017年)3月	豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)
平成29年(2017年)12月	第4次豊中市総合計画
平成29年度(2017年度)	南部地域活性化構想
平成29年度(2017年度)	千里ニュータウン新再生指針
平成29年度(2017年度)	第3次豊中市環境基本計画
平成29年度(2017年度)	第2次豊中市みどりの基本計画
平成29年度(2017年度)	第2次豊中市地球温暖化防止地域計画
平成29年度(2017年度)	豊中市企業立地促進計画
平成29年度(2017年度)	第3次豊中市道路整備計画
平成29年度(2017年度)	豊中市自転車ネットワーク計画

※都市計画マスタープランの中間見直しを実施した平成23年度(2011年度)以降、
平成29年度(2017年度)までに作成または改定された豊中市の関連計画等を掲載
(作成予定を含む)

参考資料3 第2次豊中市都市計画マスタープランの策定経緯

日 程	項 目	内 容
平成 27 年度 (2015 年度)		
7月 22 日	豊中市都市計画審議会	・都市計画マスタープランの見直しの内容、都市計画の現況、施策の実施状況について報告
8月 6 日～ 8月 25 日	市民アンケート調査	・市民意見の把握 (総合計画と合同で実施)
9月 16 日～ 10月 7 日	事業者アンケート調査	・市内事業者意見の把握 (総合計画と合同で実施)
11月 20 日	豊中市都市計画審議会	・都市空間の将来像について報告
1月 13 日	市民ワークショップ	・都市づくりで重点的に取り組む内容の検討 (総合計画と合同で実施)
2月 17 日	豊中市都市計画審議会	・都市づくりの目標について報告
平成 28 年度 (2016 年度)		
6月 24 日～ 6月 26 日	市民フォーラム	・中央公民館、庄内公民館、千里公民館の 3箇所で計 3回開催 (総合計画と合同で実施)
8月 18 日	豊中市都市計画審議会	・都市づくりの方針について報告
11月 17 日	豊中市都市計画審議会	・第 2 次都市計画マスタープラン素案について報告
1月 26 日	豊中市都市計画審議会	・第 2 次都市計画マスタープラン素案について報告
平成 29 年度 (2017 年度)		
5月 21 日～ 6月 3 日	素案の説明会・パネル展	・第 2 次豊中市都市計画マスタープラン素案の説明・展示 ・説明会は中央公民館、庄内公民館、千里公民館の 3箇所で計 4回開催 ・パネル展は中央公民館、庄内公民館、千里公民館、市役所第二庁舎の 4箇所で開催
5月 22 日～ 6月 12 日	素案の意見公募	・第 2 次豊中市都市計画マスタープラン素案の意見公募【意見数 6 件】
8月 17 日	豊中市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(原案)の報告
9月 4 日～ 9月 8 日	原案のパネル展	・第 2 次豊中市都市計画マスタープラン原案の展示 ・市役所第二庁舎で開催
9月 5 日～ 9月 25 日	原案の意見公募	・第 2 次豊中市都市計画マスタープラン原案の意見公募【意見数 0 件】
11月 21 日	豊中市都市計画審議会	・第 2 次豊中市都市計画マスタープラン案の諮問・答申
1月	告示(公表)	・第 2 次豊中市都市計画マスタープラン (豊中市の都市計画に関する基本的な方針) の決定の告示

参考資料4 豊中市都市計画審議会委員

年度	区分	名 前	所 属	備 考
平成 27 年度 (2015年度)	学識 経験者	梶田 功	豊中市農業委員会会長	
		國貞 真司	豊中商工会議所会頭	
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	
		田中 みさ子	大阪産業大学准教授	会長代理
		久 隆浩	近畿大学教授	会長
		藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	
		的場 智子	弁護士	
	市議会 議員	吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	
		五十川 和洋		
		大野 妙子		
		中野 修		
	市民	平田 明善		
		福岡 正輝		
	市民	藤田 浩史		
		大本 真里		
		小林 治夫		
平成 28 年度 (2016年度)	学識 経験者	岡 絵理子	関西大学教授	
		梶田 功	豊中市農業委員会会長	
		國貞 真司	豊中商工会議所名誉会頭	
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	会長代理
		重村 達郎	弁護士	
		久 隆浩	近畿大学教授	会長
		藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	
	市議会 議員	吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	
		植田 正裕		
		大野 妙子		
		高木 公香		
		出口 文子		
	市民	中野 宏基		
		吉田 正弘		
		大本 真里		~平成 28 年 9 月 30 日
		小林 治夫		~平成 28 年 9 月 30 日
平成 29 年度 (2017年度)	学識 経験者	南井 幹子		平成 28 年 10 月 1 日~
		森 一孝		平成 28 年 10 月 1 日~
		岡 絵理子	関西大学教授	
		國貞 真司	豊中商工会議所名誉会頭	~平成 29 年 8 月 31 日
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	会長代理
		重村 達郎	弁護士	
		久 隆浩	近畿大学教授	会長
	市議会 議員	藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	
		水上 英雄	豊中商工会議所会頭	平成 29 年 9 月 1 日~
		森 彰男	豊中市農業委員会委員	
		吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	
		石原 準司		
	市民	斎宮 澄江		
		今村 正		
		植田 正裕		
		北之坊 晋次		
	市民	高麗 啓一郎		
		南井 幹子		
		森 一孝		



第2次豊中市都市計画マスタートップラン

平成30年(2018年)4月

豊中市 都市計画推進部 都市計画課
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 06-6858-2525(代表)

